

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から60年3月まで

私が大学医学部を退職した昭和56年10月に、私の妻が市役所の国民年金課で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、銀行の口座引き落としにより欠かさず納付してきた。私の妻については、54年5月に国民年金に加入して以降、未納期間は無く、私だけ申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの期間については、申立人から提出された「60年分の所得税の確定申告書」に「国民年金79,320円」と記載されていることが確認できる上、当該金額は、60年1月から同年12月までの国民年金保険料の総額と一致することから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

2 一方、申立期間のうち、昭和56年10月から59年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、60年10月18日に払い出されていることが確認でき、その時点では、当該期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、市の国民年金被保険者名簿によると、申立人が国民年金保険料の口座引き落としを開始した時期は、昭和61年1月以降であることが確認できることから、当該期間の国民年金保険料を口座引き落としにより納付することはできなかったものと考えられるとともに、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和58年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月及び同年11月

申立期間については、私の夫の転勤に伴い、県外で生活していた時期であり、国民年金保険料は集金人に納付していたと思う。申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっているのに2か月間だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和43年4月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適正に行っており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立期間当時、申立人及びその夫の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から38年3月まで

申立期間については、私の妻が毎月、集金人に夫婦2人分の国民年金保険料を納付し、集金袋に押印してもらっていた。当時の国民年金保険料は月額100円だったと記憶している。

国民年金保険料は、夫婦二人分を必ず一緒に納付していたのに、私の国民年金の納付記録と私の妻の納付記録が一致していないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和35年10月1日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人及びその妻の市の国民年金被保険者名簿の昭和36年度から44年度までの検認記録により、夫婦共に納付済みとなっている期間については、申立人夫婦の国民年金の納付年月日は完全に一致していることが確認できることから、申立期間のうち、その妻のみが納付済みとなっている37年10月から38年3月までの国民年金保険料については、申立人も納付していたものと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和36年5月から37年9月までの期間の国民年金保険料については、申立人は、「私の妻が集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、その妻も未納となっていることが確認できる。

また、申立人及びその妻が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から4年10月31日まで

今回の申立てに先立つ平成20年11月に、社会保険事務所の職員が来訪し、私の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について、事実に対してこれを引き下げる訂正が行われている可能性があるとの説明があった。

私は、申立期間当時、A事業所で農業関係の現場業務に従事しており、給与は25万円前後であったと記憶している。

申立期間について、遡及訂正前の標準報酬月額であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間の標準報酬月額については、当初、24万円と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成4年10月31日）の後の平成4年12月10日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって16万円に減額されている上、同日において、申立事業所で厚生年金保険の被保険者であった者14名が申立人と同様に、さかのぼって標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

また、元同僚は申立人と一緒に農業生産現場で勤務していたと供述しているとともに、申立人が、申立事業所の役員では無かったことが登記簿で確認できる上、雇用保険の加入記録があることなどを踏まえると、上記の

遡及訂正処理に関して、何らかの関与をした事実は認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 24 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 6 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に国民年金に任意加入した当時、県営住宅に居住しており、集金人に 100 円の国民年金保険料を納付していた記憶がある。また、未納分をまとめて納付したことも記憶しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「県営住宅で集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、市の国民年金被保険者名簿には、当該県営住宅の住所は記載されていないことが確認できる上、申立人は、当該県営住宅に居住していた期間のうち、申立期間直後の昭和 40 年 7 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を県営住宅から転居後の 42 年 8 月に過年度納付していることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料については、集金人に納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間直後の国民年金保険料を過年度納付した時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付についての記憶が明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月ごろから 36 年 1 月ごろまで

私は、公務員を辞めた 3 か月後の昭和 34 年 7 月ごろから、次の事業所に入社する 36 年 1 月ごろまで、A 事業所に勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

当時一緒に働いていた同僚は年金をもらっていると聞いたことがある。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げる元同僚の供述などから、申立人が申立期間当時、A 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

また、当該事業所は昭和 41 年 11 月 12 日に全喪しているとともに、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等について確認できる関連資料等を得ることができない。

さらに、申立期間当時、申立事業所において社会保険事務手続を行っていた元同僚は、申立人についての記憶が無い上、「申立事業所では、申立期間当時、社会保険への加入については強制的ではなく、従業員が加入したくないと意思表示した場合には加入手続を行っていなかった。」と供述しており、当該事業所では従業員の一部については厚生年金保険に加入さ

せていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月ごろから 55 年 10 月ごろまで
私は申立期間中、A社に正社員として勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は申立期間当時、申立事業所から役場へ電話交換手として派遣されており、同僚と二人一組で働いていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げる元同僚の供述などから、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

また、現存する当該事業所では、申立期間当時の資料は保管しておらず、当時を知る者もないとして、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明であるとしており、申立てに係る事実を確認できる関連資料等を得ることができない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が、申立期間前の昭和 54 年 7 月に国民年金に任意加入し、以降、申立期間を含む 61 年 3 月までの期間、国民年金保険料を完納していることが確認でき、申立期間中に厚生年金保険へ加入していたとする申立人の主張には不自然な点が見受け

られる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。